

第三者評価結果（乳児院）

種別	乳児院
----	-----

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ローカルネット日本評価支援機構

②評価調査者研修修了番号

SK2021274
14-A009
21-A001

③施設名等

名称：	光と緑の園乳児院
施設長氏名：	吉田 慎一
定員：	30名
所在地(都道府県)：	長崎県
所在地(市町村以下)：	大村市西大村本町127番地3
T E L：	0957-53-7418
U R L：	https://hikaritomidori.jp
【施設の概要】	
開設年月日	1950/7/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人光と緑の園
職員数 常勤職員：	46名
職員数 非常勤職員：	12名
有資格職員の名称（ア）	保育士
上記有資格職員の人数：	24名
有資格職員の名称（イ）	看護師
上記有資格職員の人数：	10名
有資格職員の名称（ウ）	家庭支援専門相談員
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（エ）	里親支援専門相談員
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（オ）	心理士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	管理栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	居室数8・ユニット数6・グループ数3
施設設備の概要（イ）設備等：	子育て支援室・親子生活訓練室・心理室・医務室・地域交流室
施設設備の概要（ウ）：	研修棟（研修室・宿泊設備・プレイルーム）・体育館
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

<理念> 子どもがまんなか 家族を支えるみんなの輪 <基本方針> 子ども一人ひとりを大切に。 子どもの最善の利益を求めて、一人ひとりが、自らを幸せに輝く養育を目指します。 光と緑の園乳児院は、児童福祉法第1条の理念にそって、家庭での養育が困難な乳児及び幼児を入所させて、保護者に代わって養育する児童福祉施設です。温かく家庭的な養育を目指し、一人ひとりの生きる力を育みます。
--

⑤施設の特徴的な取組

本乳児院は大村市街の中心部という利便性の高い立地環境にあり、子どもたちの「当たり前の日常」としての生活体験（買い物、外出、外食など）を支援しやすい環境が整っている。また、大村駐屯地に隣接しているという特殊な環境から、同駐屯地と提携契約を結び非常時における協力体制を構築するとともに敷地の楠の木の伐採など本院周辺の安全確保にも協力いただいている。立地については、旧陸軍病院の跡地を譲り受けたもので、大村市のハザードマップ上でも安全な場所とされているが、常に災害への備えを怠らず、安全な環境の維持に努めている。同敷地内に児童養護施設と里親育成センターを併設しており、この強みを生かし、本院から児童養護施設への措置変更や里親委託の際など、事業所間の円滑な連携を実現している。本院では、子ども達が家庭的な環境で生活できるよう、以下の点に重点的に取り組んでいる。 ・ユニットケアの推進：ユニット内で、できる限り家庭に近い養育環境を提供している。 ・家庭生活体験事業の実施：家庭での生活経験が少ない子どもたちに対し、職員が同行して外出や外泊などを実施し、担当養育者との愛着関係を深めている。 ・夜勤体制の見直し：平成30年より夜勤体制を見直し、夜勤者を3人から5人体制に増員したことにより、夜勤者が交代で4時間の仮眠を取ることが可能となり、心身の負担軽減に繋がっている。 ・「子育てサークル」の実施：異なるユニットの子どもたちが一緒に遊ぶことで、社会性や協調性を育むとともに職員同士が子どもたちの様子や成長について情報交換を行い、連携を深めている。
--

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/6/6
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2025/3/31
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和4年度（和暦）

⑦総評

◇特に評価の高い点

①院長のオープンな姿勢

院長が常にオープンな姿勢で、職員の話に耳を傾けており、年初に「乳児院長としての心構え」を全職員・関係部署に配布し、院長としての決意表明を職員へ示した。職員からの提案を重視し、オープンなコミュニケーションを奨励し、院長室は常に開かれ、職員が気軽に提案や報告ができる環境を整えている。院長のリーダーシップのもと、職員間のコミュニケーションを活性化し意見交換を促され、より良い職場環境を目指している点は高く評価できる。

②子どもの権利擁護と最善の利益の尊重

乳児院の運営における最も重要な原則である「子どもの権利擁護と最善の利益の尊重」について、「子どもがまんなか、家族を支えるみんなの輪」という理念に基づき、子どもの権利擁護を最優先に、運営方針の明確化、権利擁護指針の詳細化、毎朝の申し送りでの読み合わせと復唱、定期的な事例検討、ユニット会議での不適切な言葉遣いの議論、安心安全委員会による全職員への報告・振り返り、院長による継続的な研修などを通じて、職員全体の意識向上と日々の支援の質の向上に取り組んでいる点は評価できる。

③働き方改革の推進

公務員の労働時間短縮を参考に、職員の意見を聴取し、子どもの養育への影響がないことを確認した上で、10月1日から就業時間を8時間から7時間30分に短縮した。朝夕の申し送り時間を15分ずつ短縮することで、子どもの養育時間の確保と職員の負担軽減を実現している。社会保険労務士や職員の意見も参考にしながら、働きやすい環境づくりに取り組んでおり、経営改善と業務効率化、働き方改革に真摯に取り組む、質の高い福祉サービスを提供するために努力を重ねている点は高く評価でき、今後も、職員の意見を尊重し、地域社会との連携を深めながら、更なる発展を目指していくことが期待される。

◇改善を求められる点

①意見箱周辺環境の整備と保護者が困りごとを相談できる窓口の再周知

入所時に保護者へ苦情記入カードを配布し、意見箱「くまさんの耳相談室」を設置しているが、意見箱の利用頻度は低く、保護者が意見を伝えるににくいと感じている可能性があることを踏まえ、まずは意見箱の横に記入用紙と筆記用具を設置すると共に意見箱の利用方法を分かりやすく掲示し、院内掲示板やホームページなどで意見箱の存在を周知したり、面会時に職員から保護者へ意見箱の利用を促すなど今後の取り組みに期待する。また、本院の職員が保護者の日々の育児に関する悩みや、本院での生活に関する不安など、気軽に相談できるようにしているが、困りごとを相談できる窓口は複数あることを伝え、児童相談所相談専用ダイヤル、児童家庭支援センター、24時間子供SOSダイヤル等あらためて周知を図ることが望ましい。

②長・中期運営計画の見直しと現状の課題

長崎県社会的養育推進計画の見直し時期に合わせて、県計画を踏まえた計画の見直しを行っている。これは、地域社会のニーズや政策の変化に柔軟に対応しようとする姿勢の表れであり評価できる。一方、新型コロナウイルス感染症の影響など、予期せぬ事態により、現状の定員数は長・中期運営計画との間に乖離が見られる。この点は、今後の運営において早急な見直しと対応が求められる課題と言える。現状の定員数と中・長期運営計画との乖離を踏まえ、計画の見直しを早急に行うとともに、見直しにあたっては、コロナ禍のような不測の事態にも対応できる柔軟な計画とすることが望まれる。

③夜勤専任職員やパート職員の研修参加促進

常勤、非常勤の常勤、夜勤専任、パートといった雇用形態に関わらず、全ての職員に対して研修機会を提供している。外部講師を招いた院内研修も積極的に推奨しており、職員のスキルアップや知識向上への意欲が窺える。一方、パート職員については、研修参加が任意であるため、本人の意思で参加を見合わせるケースも見受けられる。これは、パート職員の就業状況や家庭の事情などを考慮した結果と考えられる。また、夜勤専任職員は、家庭の事情などで昼間の研修に参加することが難しい場合がある。しかし、夜間の見えない部分も含めた質の向上のためには、夜勤専任職員の研修参加も重要と言える。今後、例えばパート職員の就業時間や勤務形態に合わせた研修プログラムの検討、研修参加に対する代替要員の確保等、研修プログラムの改善や参加促進策を講じることで、更なる質の向上に繋げることを期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

改善を求められる点のうち①意見箱の利用頻度が低いのか、もともと苦情、不満が少ないのかは、判断が難しいが、ご指摘のとおり、意見箱付近に記入用紙・筆記用具を設置してみて、保護者の動向を確認したい。また職員に対しても複数の相談窓口を周知したい。

②については、令和7年度から始まる県計画を踏まえた見直しを早急に行いたい。

③については、まずは研修内容を夜勤専任職員・パート職員等に、しっかりとフィードバックするとともに、できる限り研修に参加できるよう配慮したい。

第三者評価結果（乳児院）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○
	☐ 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	○
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	○
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	○
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	○
【判断した理由・特記事項等】		
理念「子どもがまんなか 家族を支えるみんなの輪」を通路等の見えやすい場所への掲示するとともに全養育者へ資料を配布し、また、ホームページにも掲載して視覚的周知を図っている。理念・基本方針は平易な言葉を使用することで養育者だけでなく、来訪者や保護者にも組織の理念や方針が効果的に伝わるように工夫されている。職員会議や日々の申送り時、研修会時においても子どもの最善の利益を考慮して養育にあたることを周知を図るとともに理事長による折々の話題に沿った訓話の機会を設けることで職員のモチベーションを高め、組織全体の意識向上に繋げている。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
	☐ 子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
	☐ 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	○
【判断した理由・特記事項等】		
院長は社会福祉新聞の記事や全国研修会での講義資料を用いて社会情勢や全体動向を把握・分析するとともに、県児童養護施設協議会、施設長会議、県社会的養育推進計画策定委員会、市要保護児童対策協議会等を通じ、県・市の動向・計画を把握・分析し、さらに全国乳児院協議会資料により子ども数、要保護・支援ニーズ等を把握・分析することで効果的な支援に繋げている。毎月、公認会計士の指導のもと、経営・コスト分析等を実施し、定員数と実在籍人数を常に把握・分析することでユニット割振りに反映している。今後、コロナ禍等社会情勢による定員等の計画見直しを行う予定である。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
	☐ 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	○
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○

	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○
【判断した理由・特記事項等】		
近年における少子化傾向が経営に与える影響を最小限に抑え、良好な財務状況を維持するため、公認会計士の指導の下、毎年および期末の理事会・評議員会において経営状況の報告と意見交換を行い、指摘事項は職員会議等でフィードバックすると共に、適材適所の職員配置による運営を心がけている。院長は日本の社会的養護における里親委託率の低さが国際的に見ても課題であり、早急な改善が求められ、里親制度の拡充は、子どもの権利擁護の観点からも、施設養護から家庭養護への転換という世界の潮流からも、重要な政策課題と認識されている。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	○
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	○
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	○
【判断した理由・特記事項等】		
令和2年5月に策定された長・中期運営計画では、理念や基本方針の実現に向けた目標が明記されており、施設の高機能化・多機能化についても具体的に記載され、数値目標も具体的に示されているため、具体的な評価が可能である。また、長崎県社会的養育推進計画の見直し時期に合わせて、県計画を踏まえた見直しが行われている。但し、コロナ禍等の影響により現状では定員数が中長期計画との乖離が見受けられるため、今後、必要に応じた見直しが求められる。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
	☐ 単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	○
	☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
	☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	○
	☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○
【判断した理由・特記事項等】		
長・中期運営計画に基づき、子どもの養育推進、地域の家庭養育推進、そして子どもの最善の利益に資するため、施設の小規模化、高機能化、多機能化に努めている。令和6年度の事業計画では、これらの目標を含む14項目を明確に示している。地域に開かれ子育て家庭に信頼される施設となるよう努め、本院の将来像として「乳幼児総合支援センター」を目指すことを明記している。今年度はコロナ感染症の発生により運動会の中止や、台風接近のためオータムフェスティバルの中止等があった。年間行事計画については各家庭に封書を送付するとともに行事前には必ず通知するようにしている。今後、長・中期運営計画の見直しを予定されており、次年度の事業計画に反映させることで、より質の高い乳児院運営と地域の子育て支援に繋げることを期待したい。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	○
	☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
	☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
	☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。	○

【判断した理由・特記事項等】

事業計画は毎年1月中旬から策定を開始し、3月に完成、4月から実施するが、計画の大幅変更時は職員会議で十分に検討し、職員の同意を得るようにしている。夜勤専従者を除く全職員が委員会に所属し、各委員会の年間計画を統合して事業計画に反映、計画内容や見直しは必ず職員の了解を得て進めている。尚、県計画等の上位計画、幹部会議、リーダー会議、職員会議等の意見を踏まえて事業計画を策定しているが、計画期間中に発生したコロナ感染症の影響により当初の計画内容と実施内容に乖離が生じている。今後、県社会的養育推進計画（R7～R11年度）に合わせて長・中期運営計画と合わせて本事業計画を再構築する予定である。

②	7 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
	□事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	○
	□事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	○
	□事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	○
	□事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○

【判断した理由・特記事項等】

新たに措置された乳児等の保護者に対し、理念、養育の視点、基本方針とともに事業計画等を配布し、説明を行っている。乳児院の性格上、守秘義務徹底の必要性から保護者が参集しての会は開けないが、行事等で来訪された保護者には個別に説明を実施し、数値だけでなく写真資料等も示しながら丁寧に説明するように努めている。夏祭り後に、理念を記載したカードと手紙を添えて、事業計画や行事予定とともに郵送したり、昨年は運動会が実施できなかったため、夏祭りの様子を8月に送付した。また、写真入りの通信文やオータムフェスティバルの案内、クリスマス会の写真と様子を記載したものを送付するなど、定期的に情報提供を行っている。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1)	質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
	□組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	○
	□養育・支援の内容について組織的に評価（C: Check）を行う体制が整備されている。	○
	□定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	○
	□評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	○

【判断した理由・特記事項等】

令和5年4月1日から乳児院管理システムを活用し、通院、家庭支援（家庭調査）、児童相談所、外部機関、電話の記録、面会記録、保護者の様子等が記録され、養育者が日々の評価・チェック体制を整備している。自己評価と第三者評価を定期的実施し、第三者評価委員会担当者を配置して毎年自己評価を行う体制を整えている。自己評価は、管理棟とユニットに分かれてチームで行い、ユニット評価では個人評価後にユニット内で話し合い、最終的にユニットリーダーが集まって結果を共有・議論している。また、ユニット検討会、医務室会議、給食会議を毎月開催し、個別ケースについて検討している。さらに、幹部会議、リーダー会議、日々の申し送りを通じて、常に試行錯誤や見直しを行い、養育・支援の向上に努めている。

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
	□評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
	□職員間で課題の共有化が図られている。	○
	□評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○
	□評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○
	□改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	○

【判断した理由・特記事項等】

前回の第三者評価の指摘を受け、職員間で課題を共有し、担当リーダーを中心に乳児院長・副院長と連携を図り業務継続計画（BCP）を策定した。業務継続という観点から、乳児の安全確保と職員の家庭状況を考慮し、大村消防局の協力を得て避難訓練を実施するとともに、理事会へも報告を行っている。万が一の事態に備え、消防署とは迅速な連携体制を構築し、物資の備蓄やライフラインの確保についても関係機関と連携している。また、隣接する自衛隊との間で南海トラフ地震などの大規模災害発生時に乳児の受け入れに関する協定を締結しており、飲用水や入浴施設の確保などの支援も受けられるような協力関係（災害派遣要請が前提）を築いている。さらに、周辺樹木の伐採など、本院行事や周辺安全確保にも協力いただいている。

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
	□施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
	□施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	○
	□施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
	□平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○

【判断した理由・特記事項等】

昨年、院長の交代があり、年初に「乳児院長としての心構え」を全職員・関係部署に配布し、院長としての決意表明を職員へ示した。職員からの提案を重視し、オープンなコミュニケーションを奨励し、院長室は常にか開かれており、職員が気軽に提案や報告ができる環境を整えている。院長のリーダーシップのもと、職員間のコミュニケーションを活性化し、より良い職場環境を目指している。一方、表面的な良好さの裏に潜在する職員間の不和という課題にも取り組む必要があることを院長は認識されており、今後の人事においてもこれらの課題を考慮した上で、人材確保と組織の活性化を図っていく意向である。

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
	□施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	○
	□施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
	□施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
	□施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○

【判断した理由・特記事項等】

法令遵守体制を確立するため、顧問弁護士事務所との連携に加え、会計監査を公認会計士に、労務管理を社会保険労務士にそれぞれ委託し、定期的なチェック体制を構築している。また、昨年11月16日には新任理事長研修「社会的養護施設に対する法的対応」を受講し、児童福祉法をはじめとする関連法令の理解を深め、虐待防止を含む適切な施設運営に努めている。さらに、全国乳児院研修会、全国施設長研修会、九州乳児院研修会、里親研修会など、各種研修会への積極的な参加を通じて、最新の法令情報や施設運営に関する知識を習得し、職員への還元を図っている。本院としての倫理綱領を整備するとともに、社会福祉関係法令、労働・雇用関係法令、社会保障関係法令等について、機会あるごとに条文や事例を確認し、必要に応じて専門家の意見を仰ぐことで、法令遵守と質の高い施設運営の両立に取り組んでいる。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
	□施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○
	□施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○
	□施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○

	(社会的養護共通) □施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	○
【判断した理由・特記事項等】		
院長は、職員会議やリーダー会議に出席し、インフルエンザ流行時の手洗いうがい励行を呼びかけるなど、職員への注意喚起を行っている。また、職員の教育研修の充実を図るため、院内研修に加え、経験年数に応じた外部研修を案内し、参加を促している。小さい子どもを持つ職員には個別に声をかけ、参加しやすい環境づくりに努めている。外部講師に他施設の作業療法士を招くなど、より具体的な事例に基づいた研修を実施することで、職員の専門性向上を図っている。院長は日々のリーダー会議や申し送り、ユニット巡回を通じて、養育・支援の質の現状を把握し、必要な指導や改善策を講じており、その際、職員の意見に耳を傾け、有用な意見を取り入れるとともに、施設内研修や院外研修の機会を充実させることで、職員のスキルアップを支援している。院長自身も自己の精神修養を含め、自己研鑽に励み、組織全体の質の向上に努めている。		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。 □施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。 □施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。 □施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。 □施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	a ○ ○ ○ ○
【判断した理由・特記事項等】		
経営改善と業務効率向上のために、専門家(公認会計士等)の意見を取り入れながら、現状把握と分析を行っている。法人の理念と基本方針に基づいた人員配置とともに、環境委員会や安全衛生委員会を設け、施設長も参画して、働き方改革を推進している。本年は公務員の労働時間短縮を参考に、養育者の意見を聴取し、子どもの養育への影響がないことを確認した上で、10月1日から就業時間を8時間から7時間30分に短縮する働き方改革を実施した。この改革では、朝の申し送りと夕方の申し送りの時間を15分ずつ短縮することで、子どもの養育時間を確保し、養育者の負担軽減と人材確保にも繋がった。		

2 福祉人材の確保・育成

(1)	福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 □必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。 □養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。 □計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。 □施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。 (社会的養護共通) □各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	b ○ ○ ○ ○ ○
【判断した理由・特記事項等】		
ユニット運営における適材適所を考慮した人事管理を行い、キャリアパス制度を整備している。理事会や評議員会での方針決定に加え、勤務時間短縮や類似施設(原爆病院等)の事例、社会保険労務士や職員の意見も参考にしながら、働きやすい環境づくりに取り組んでいる。また、保育士や看護師といった有資格者の確保に向けて、保育学科や看護学科を有する大学等と定期的に意見交換を行い、実習生の受け入れや体験学習を実施することで、採用活動にも繋げている。さらに、家庭支援専門相談員などの加算職員を積極的に配置し、人員体制の充実を図ることで、質の高い支援を提供できる体制を整えている。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。 □法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。 □人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。 □一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。 □職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	b ○ ○ ○ ○

		☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	○
【判断した理由・特記事項等】			
理念・基本方針に基づき、「目指す職員像」を明文化し、養育者が将来像を描きながら職務に取り組めるよう支援している。人事基準を定め、職員への周知徹底を図るとともに、理事会・評議員会への報告を通じて透明性を確保している。リフレッシュ休暇の導入や年次有給休暇の取得奨励など、取得しやすい環境整備を進め、時間外労働についても、出張時の超過時間を含め、明確なルールを策定し、適正な支給を徹底している。大村市外へのお出張や市外の通院への付き添いについても出張扱いとするなど、明確に取り決めた。今年度実施した勤務時間の短縮については、有識者からなる評議員会、類似施設、労働基準監督署、社会保険労務士等の意見を参考に分析し、処遇改善に繋げている。試行期間中には、職員からの意見を積極的に聴取し、改善に反映させるなど、職員の声を大切にする姿勢で取り組んでおり、職員一人ひとりが安心して働き、能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを目指している。			
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 ☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。 ☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。 ☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。 ☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。 ☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。 ☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。 ☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。 ☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	b	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
【判断した理由・特記事項等】			
養育者のメンタルヘルスケアと労務管理に関する取り組みとして、心理士による相談体制の整備、院長を通じた精神科等医療機関との連携、職員との個別面談や意向調査の実施、有給休暇・時間外手当の院長決裁による管理、院長室の常時開放による相談窓口の設置、福利厚生への希望反映、ワークライフバランスを考慮した労働時間短縮など、多角的な対策を実施している。これらの対策は、養育者が抱え込みやすい人間関係の悩みや、心の健康状態を把握しにくいという課題に対応するため、院長を中心とした組織的な取り組みとして行われている。			
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 ☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。 ☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。 ☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。 ☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	a	○ ○ ○ ○
【判断した理由・特記事項等】			
目標管理は、年度初めに自己評価表を用いて目標を設定し、年度末にその達成度を評価する形式で行われている。具体的には、リーダーとユニット養育者が面談を行い、目標案を作成し、院長に提出した後、院長との面談を経て最終的な目標が決定されている。ユニット目標と個人目標(新人職員、チーム責任者、中堅職員、基幹的職員)は、13項目のチェック表に基づいて評価され、「評価及びユニット目標」として報告されている。さらに、「目指す職員像」を掲げ、日々の申し送り時に各ユニットリーダーを通じて養育者に周知している。各リーダーは、ユニットに戻って内容を復唱・伝達することで、情報の浸透を図っている。また、意向調査表の提出時だけでなく、院長室のドアを常時開放し、コミュニケーションを取りやすい環境を整備している。院長との期末や中間面接は実施していないが、日々の面談を重視し、養育者とのコミュニケーションを密に取るように努めている。			
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 ☐ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	b	○

☐	現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	☐
☐	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	☐
☐	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	☐
☐	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	☐

【判断した理由・特記事項等】

「期待する職員像」を明確に示し、養育者に必要なスキル・資格を明記することで質の向上を図っている。年間計画に基づいた専門研修を積極的に実施し、養育者の自己研鑽とスキルアップを支援している。研修後は復命を義務付け、その内容を次期研修計画に反映させることで継続的な改善に努めている。雇用形態に関わらず、全ての職員（常勤、非常勤の常勤、夜勤専任、パート）に対して研修機会を提供しており、外部講師を招いた院内研修も積極的に推奨している。ただし、パート職員については、任意参加であるため、本人の意思で参加を見合わせるケースもある。特に、夜勤専任職員は、家庭の事情などで昼間の研修に参加することが難しい場合があるが、夜間の見えない部分も含めた質の向上のため、今後、夜勤専任職員の研修参加についても個別の事情を考慮しつつ研修に参加できるよう配慮することが望まれる。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	☐
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	☐
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	☐
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	☐
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	☐
	(社会的養護共通) ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	

【判断した理由・特記事項等】

職員個々の専門資格保有状況を把握し、院内研修は研修委員が職員の希望や習熟度を踏まえ、計画・立案・実施、職員の専門性や技量を評価し新任研修から上級基幹の職員研修へと段階的に研修内容を決定、外部研修に関する情報提供を適切に行い、希望があれば計画外の研修参加にも配慮、個々のスキルに合わせた研修を順番に受けられる体制を整えている。スーパービジョン体制は存在するが十分に確立されておらず、基幹職員が選任されているものの十分な評価はできていないという認識である。一方で、丁寧な指導は行われており、期間の定めはないがリーダーがメンタル面も含めて話を聞くなどの対応を行っている。また、スーパービジョンとまではいかないものの、新人職員を一つのユニットに集め、指導力のある職員を配置することでスーパービジョンに近い体制を構築し、専門性を活かした指導を行っている。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
	☐ 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	☐
	☐ 実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	☐
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	☐
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	☐
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	☐

【判断した理由・特記事項等】
運営方針および事業計画において実習生の受け入れについて明文化している。実習マニュアルを整備し、保育士を目指す学生に対する実習指導体制として、副院長を含む3名の指導者を配置し、10日間の実習期間中、実習担当職員がサポートしている。保育士養成プログラムに準拠した実習プログラムを実施し、大学との連絡協議会を通じて情報共有を行い、実習要綱や指導要領、評価票に基づいた連携と工夫を凝らした実習内容を提供している。実習生の受け入れを通じて学生に当院を知ってもらう機会となり、実際に就職に繋がった事例もある。令和元年から「オープン光と緑の園」を開催し、オープンキャンパスのように当院を公開している。実習生の受け入れにあたり、個人情報保護の観点から、保護者への説明は行っていないが、実習生に対しては、個人情報保護に関する誓約書を提出してもらい、SNS等での情報発信を控えるよう指導している。指導者への研修育成については、現在確立されていないが、院内研修で受け入れにあたっての心得を共有し指導者への周知を図っている。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	○
☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	○
☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の実存意義や役割を明確にするように努めている。	○
☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○

【判断した理由・特記事項等】
事業内容、財務情報、第三者評価の受審結果、苦情・相談窓口などの情報は、ホームページ、広報誌、パンフレットを通じて確認できる。本院の実存意義や役割、行事活動などは、ホームページや広報誌、ブログで積極的に発信しており、パンフレットや広報誌も関係機関等へ配布している。ブログは定期的に更新され、本院の最新の情報を分かりやすく発信されている。

② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
☐ 施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○

【判断した理由・特記事項等】
経理規程を定め、理事会・評議員会によるチェックを実施している。監事による監査を定期的に実施するとともに毎月、公認会計士による支援を受け、専門的な視点から助言を得ており、例えば、遊具の寄贈に関しても、工事費を含めた寄贈の扱いとするなど、適切な会計処理について指導を受けている。財務状況について負債はなく、健全な財務状況を維持しており、これは、前身が県立施設であったこともあり、しっかりとした基盤が整っている。これらの取り組みにより、透明性の高い、信頼できる施設運営を目指している。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○
☐ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
☐ 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	○
☐ 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○

【判断した理由・特記事項等】		
隣接する陸上自衛隊の餅つきに毎年12月に招待され、音楽隊の演奏鑑賞や土産の菓子をいただくことが恒例行事となっている。また、運営指針に基づき、子どもたちが地域行事に参加しやすい体制を整備し、地域に向けた行事の開催や院外活動を通じて地域住民とのコミュニケーションを積極的に図っている。さらに、お買い物体験として職員による管理の下、子どもたちが近隣のコンビニエンスストアなどでレジ体験をする社会体験や、3歳以上児が地域のこども園に通園し、地域の子どもたちとの交流を深め、行事にも参加するなど、地域社会との繋がりを大切に活動を行っている。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
	☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○
	☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	○
	☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	○
	☐ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	○
【判断した理由・特記事項等】		
運営指針および事業計画において、地域資源として中学校の職場体験、高校生のインターンシップ、近隣ボランティア等を積極的に受け入れることを明記し、個人情報に十分配慮しながら協力体制を構築している。具体的には、ボランティア受け入れマニュアル（手順・登録申請・守秘義務等）を整備し、これに基づいた説明・研修を実施している。コロナ禍以前から、社会福祉協議会を通じて、または直接の問い合わせにより、高校生を含む学生や、長崎からの乳児院ボランティア希望者など、通年でボランティアを受け入れており、ボランティア活動中の保険にも加入し実施している。大村西浦中学校からの依頼による体験学習も実施した。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
	☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
	☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
	☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○
	☐ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	○
【判断した理由・特記事項等】		
関係者全員がすぐに確認できるよう、各児童相談所、警察、嘱託医の連絡先をB4サイズのラミネート加工した資料として掲示しており、大村市が発行しているガイドブックも関係者全員に配布し、連絡先リストと併せて活用している。両支援センター（長崎・佐世保）とは、来所時や電話などで密に情報交換を行い、毎年フォローアップ事業を実施して援助指針の見直しを行っている。また、大村子どもセンター、長崎県立子ども医療福祉センター、長崎医療センター、要保護児童対策協議会、各市町村の子ども家庭課等とも常日頃より連携を図っている。また、家庭引き取り後も、両センター及び該当地域の関係機関と連携してアフターケアに努めている。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
	☐ 施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○
	(社会的養護共通) ☐ 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	○
	(5種別共通) ☐ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	

【判断した理由・特記事項等】		
地域の福祉ニーズへの対応として、直接的な地域への訪問活動は少ないものの、大村市からの相談に対応したり、神社での清掃活動や自治会の公園清掃など、地域行事に積極的に参加している。会議で提案された離乳食相談事業については、調理師の負担を考慮しつつ、可能な範囲で実施している。子どもや家庭への支援については、両支援センターと連携し、大村市の子ども支援パンフレットに情報を掲載して利用を促している。平成26年度から県から委託を受け「里親育成支援事業」として里親向けの研修・勉強会を一元的に実施している。ショートステイ、トワイライトステイ事業では、9市2町と契約を結び、市からの依頼に応じて受け入れている。施設開放（グラウンド・体育館）やイベント開催等、ホームページ掲載を通じて情報発信を行っている。		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。 ☐把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。 ☐把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。 ☐多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。 ☐施設（法人）が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。 ☐地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	b ○ ○ ○ ○ ○
【判断した理由・特記事項等】		
乳幼児の一時預かり事業を独自に運営し、保護者の急な用事に対応するだけでなく、生活困窮者への食料提供や災害時の避難場所提供、さらには長崎県災害派遣（長崎DWAT）に登録し能登半島地震への災害派遣チームリーダーとして参加するなど、行政からの補助に頼らず、公益的な活動を幅広く展開されており、その運営には多大な費用と予算を要するにもかかわらず、地域社会への貢献を積極的に行っている。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。 ☐理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ☐子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ☐子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映されている。 ☐子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。 ☐子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	b ○ ○ ○ ○ ○
【判断した理由・特記事項等】		
本院では運営指針と乳児院倫理綱領を職員全員に配布し、読み合わせや研修を通じて理解を深め、子どもを尊重した養育・支援の実践に取り組んでいる。具体的には、個々の目標設定と月次のユニット検討会での評価、外部研修による意識向上、ユニット検討会、こども安心・安全委員会、職員会議等での状況把握と評価・対応を通じて、子どもを尊重した養育・支援の質を高めている。		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。 ☐子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。 ☐規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。 ☐一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。 ☐保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	b ○ ○ ○ ○

【判断した理由・特記事項等】

養育方針に基づき、子どものプライバシー保護について会議や院内研修などで周知徹底し、プライバシーに配慮した養育・支援を実施している。具体的には、生活の中でできる限り個別化を図ったり、おむつ交換の場所を設置するなど、プライバシーに配慮した環境を整えている。また、おむつ替えの際には、他者から見えないように配慮し、トイレの声かけも子どもたちの自主性を尊重するように行っている。乳児のおむつ交換や授乳の際も、子どもの気持ちに寄り添った声かけを心がけている。保護者へのプライバシー保護にも配慮し、通信文は封筒に入れて発送したり、希望があれば差出人に乳児院名を表示しないなどの工夫を行っている。これらのプライバシー保護に関する取り組みについては、入所案内時にも保護者に丁寧に伝えるようにしている。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
	☐ 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	○
	☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	○
	☐ 施設に入所予定の保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	○
	☐ 見学等の希望に対応している。	○
	☐ 保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○

【判断した理由・特記事項等】

「光と緑の園パンフレット」、「入所案内」、「朝顔のつる」、「赤ちゃんいのち輝いて」、「赤ちゃんの食事（栄養指導）」等の資料を準備し、入所案内時には保護者へ配布して院内の養育内容全般と家庭支援について各担当や専門職が分かりやすく丁寧に説明している。希望があれば生活の場となるユニット内の居室や空き部屋を見学・案内し、その場で質問に応じるとともに、ホームページでは日常生活や行事等の様子を毎月公開し、保護者へ配布する資料については適宜見直しを行うよう努めている。

②	31 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	b
	☐ 保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	○
	☐ 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、保護者等の自己決定を尊重している。	○
	☐ 養育・支援の開始・過程においては、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○
	☐ 意思決定が困難な保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	○

【判断した理由・特記事項等】

入所の基本的な流れとしては、児童相談所からの措置により入所となり、入所前に児童相談所が確認を行い、保護者の同意を得ている。支援の開始、過程において、途中で同意を得る場面としては、医療面、職員が見て分かるような説明をする場面、個人情報保護に関する写真、年に一度の広報誌、毎月の子供たちの様子を報告する場面などがあり、医療面の同意は必ず得ている。個人情報については、ホームページや広報誌に掲載しないでほしいなどの要望にも対応している。入所時には、絵や写真入りの乳児院パンフレットを用いて、養育や支援の具体的な内容、日常生活に関する事項を保護者に分かりやすく説明している。保護者の不安要因に対しては、専門職員、看護師、担当養育者が相談に乗り、軽減できるよう努めている。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
	☐ 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	○
	☐ 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	○
	☐ 施設を退所した後も、施設として保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	○
	☐ 施設を退所した時に、保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	○

【判断した理由・特記事項等】

子どもたちの満足度向上に向けて、リーダーが作成する買い物予定表に基づいた買い物体験や、季節に合わせた園外保育（散歩、衣料品店への買い物、初詣など）を実施し、職員は子ども一人ひとりに寄り添い、要求や欲求に応えるよう努めている。また、戸外での活発な活動を促す工夫も凝らしている。保護者とのコミュニケーションにおいては、面会（オンライン面会、電話交流等）や、運動会などの行事参加時に日頃の様子や成長を伝え、信頼関係の構築に努めている。さらに、担当養育職員を中心に、子どもの日々の関わりから得られた情報を継続的に分析・検討する会議を実施し、事例検討を通して課題や解決策を共有し、具体的な改善策を実行している。特に、コロナ禍で県外在住の保護者との面会が困難な状況下では、オンライン会議システムを活用した面会交流を導入し、最大限の配慮と柔軟な対応を行っている。これらの取り組みを通して、子どもたちの笑顔を大切に、保護者との信頼関係を築き、子どもたちが幸せに本院での生活を送れるよう努めている。

（３） 子どもの満足の向上に努めている。

①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
	(乳児院) □子どもとの日々の関わりのなかで、子どもの満足を把握するように努めている。	○
	(乳児院) □職員等が、保護者等とのコミュニケーションを可能な範囲で図り、定期的に保護者等の満足を把握している。	○
	□把握した子どもの満足を集約する担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために検討会議の設置等が行われている。	○
	□分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【判断した理由・特記事項等】

入所案内時に苦情解決の仕組みについて説明し、苦情記入カードを配布している。また、日常的に意見を受け付けられるよう、本院玄関に「くまさんの耳相談室」と名付けた意見箱を設置し、匿名での苦情も受け付けている。苦情受付担当者2名が、週に一度意見箱の確認、電話や面会時の口頭による苦情の受付を行い、内容を記録している。また、年に一度、外部から第三者委員2名を招き、第三者委員報告会を開催しており、報告会では、隣接する児童養護施設と本院の状況について報告を行い、子どもたちや保護者からの意見を伺っている。苦情の内容については、受付から解決までの記録を保管し、保護者に経過や結果を説明している。また、申し出た保護者に不利にならないよう配慮した上で、ホームページでも公開している。さらに、全職員に向けて職員会議等で報告を行い、支援の質の向上に努めている。

（４） 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
	□養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	○
	□苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	○
	□苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○
	□苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	○
	□苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	○
	□苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○

【判断した理由・特記事項等】

苦情解決実施要項を定め、苦情解決責任者、副責任者、受付担当者、第三者委員の氏名と連絡先を玄関に掲示し、職務内容を入所時に保護者に説明している。また、「くまさんの耳 相談室」と名付けた意見箱を設置し、入所時に苦情記入カードを配布しているが、今後は保護者が面会時などにも気軽に意見を伝えられるよう、意見箱横に記入用紙と筆記用具を設置し、改めて周知を図ることで、より意見箱を活用しやすい環境となることが期待される。

②	35 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
	□保護者等が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
	□保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○

		□相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○
【判断した理由・特記事項等】			
苦情解決実施要項・苦情解決に関わる流れや担当を玄関に掲示しており、入所時に「くまさんの耳 相談室カード」を配布している。また、入所案内に意見・要望・苦情等に関して明記しており、保護者から相談があった場合、親子訓練室や子育て支援室を相談室として使用できるスペースの確保等、環境を整備し保護者に説明している。			
③	36 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 □職員は、日々の養育・支援の実施において、保護者等が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 □意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者等の意見を積極的に把握する取組を行っている。 □相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 □職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。 □意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。 □対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	b	○
【判断した理由・特記事項等】			
保護者からの意見、要望、苦情等は、受け付けた職員が苦情受付書に記録し、苦情受付担当者、責任者、副責任者に速やかに報告・対応するとともに、ユニット検討会で情報共有を図り、養育支援の質の向上に繋げている。また、年1回の第三者委員会報告会で外部の意見を聴取し、苦情解決実施要項を定期的に見直すことで、より実態に即した、質の高い養育・支援の提供を目指している。			
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。			
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 □リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 □事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。 □子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 □収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 □職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 □事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	b	○
【判断した理由・特記事項等】			
子どもたちの安心安全を守るため、子ども安心安全委員会ではリスクマネジメント要綱を明確に定め、院長を責任者とし、副院長、各部門の責任者を含む構成員が連携してリスク管理体制を構築している。月1回の検証会議でヒヤリハット事例などを分析し、原因究明と再発防止策を徹底、事故との判断基準や対応手順も文書化し、全職員が共有している。また、不審者侵入訓練も実施し、緊急時に備えている。			
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 □感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 □感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直ししている。 □担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 □感染症の予防策が適切に講じられている。 □感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	b	○

【判断した理由・特記事項等】		
感染症、インフルエンザ、乳幼児の嘔吐下痢症、食物アレルギーによるアナフィラキシー、RSウイルス、手足口病、アデノウイルス、乳幼児突然死症候群（SIDS）といった季節や状況に応じた感染症対応マニュアルを整備し、看護師を中心に感染症シミュレーションやアドバイスをを行うことで、職員の対応力を高めている。また、年1回の勉強会と昼夜の職員数に応じた訓練を通じて感染症への理解を深めている。但し、感染症に係るBCP（事業継続計画）については未整備であったため、今後、早急な策定と訓練（机上訓練を含む）の実施が望まれる。		

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
	☐ 災害時の対応体制が決められている。	○
	☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	○
	☐ 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
	☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○

【判断した理由・特記事項等】		
毎月第一火曜日に単独で避難訓練を実施し、避難完了までの時間を計測している。訓練内容は、子どもたちを各ユニットの掃き出し窓からウッドデッキへ移動させ、リフト車に乗せて敷地内の一時避難場所である園庭の楠の木の根元まで避難させるというものである。また、毎年8月には隣接の児童養護施設と合同で、消防署立ち合いのもと避難訓練と消火器操作訓練を行っており、消火器訓練では児童養護施設の子どもたちが初期消火の練習をしている。施設周辺はハザードマップ上、土砂災害や津波などの自然災害のリスクは低いものの、地震や豪雨などの災害に備え、建物内での安全確保や地震発生時の初動確認など、子どもたちを守るための訓練実施が望まれる。さらにBCP（事業継続計画）に基づいた机上訓練などを実施し、災害への備えを万全にすることが期待される。		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
	☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
	☐ 標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	○
	☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	○
	☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	○

【判断した理由・特記事項等】		
子どもの尊重、権利擁護、プライバシー保護を徹底するため、養育マニュアルと乳児院養育指針を示し、標準的な実施方法を明確にしている。職員入職時には養育マニュアルを配布し、ユニットリーダーによる養育指導や研修を実施するとともに、毎朝の申し送り時に全国乳児福祉協議会発行の乳児院養育指針を用いた読み合わせを行い、職員間の意識統一と周知徹底を図っている。さらに、外部講師による院内研修を通じて職員の専門的知識向上に努めている。養育目標や自立支援計画に基づいた支援の実施状況は、細分化されたチェックシートを用いて確認し、支援内容の質を担保している。		

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	○
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	○
	☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	○
	☐ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○

【判断した理由・特記事項等】		
子どもたちの養育と支援内容については、月1回のユニット検討会で協議し、必要に応じて見直しを行っている。自立支援計画は前期・後期の年2回見直しして支援内容を月ごとの養育目標に反映させ、児童相談所からの援助指針変更時にはその都度見直している。養育計画・自立支援計画の検証・見直しにはユニット職員・専門相談員・副院長が参加して意見や提案を反映させている。標準的な実施方法である養育マニュアルも定期的に見直す体制を整えているが、勤務時間の変更等、大幅な変更があったため、今後、体制変更に伴うマニュアルの改定・見直しが望まれる。		

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	☐
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	☐
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	☐
	☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	☐
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	☐
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	☐

【判断した理由・特記事項等】

家庭支援相談員が自立支援計画作成責任者となり、担当養育者を中心に多職種職員チームでアセスメント・計画作成・実施・評価・見直しを行っている。子どもの日々の様子や心身の状況は、管理システムに記録され、個々に合わせたアセスメントが実施されている。毎月のユニット検討会では、看護師、FSW（家庭支援専門相談員）、里親SW（里親支援専門相談員）を含む多職種チームで協議し、アセスメントに基づき、子ども一人ひとりの「長期目標」と「短期目標」が設定され、目標達成に必要な養育・支援上のニーズを明確にしている。必要に応じて、院内検討会だけでなくフォローアップも実施し、子どもの意向把握に努めている。家庭支援専門相談員と個別対応職員を含むユニット検討会で協議し、早急な対応が必要な場合には臨時の会議を設け、適切な支援に繋げている。保護者の入所理由や特性により、計画作成前の意見聴取や作成後の説明・同意が困難な場合もある。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	☐
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者等の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	☐
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	☐
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	☐
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	☐

【判断した理由・特記事項等】

養育面（保育記録など）、健康面（通院など）、心理面（心理療法）の記録に基づきアセスメントを実施し、ユニット検討会においても、養育・支援の実施状況を確認・評価し、計画に反映している。心身の支援が必要な場合は心理士や看護師も加わったチームでアセスメントを行い、養育担当者が自立支援計画原案を作成している。計画の評価・見直しは、毎年春と夏の年2回、緊急時はその都度ユニット会議で検討され、乳児院管理システムに入力・共有されている。養育目標と計画に基づく支援の実施状況は、細分化されたチェックシートで確認し、養育・支援の質の向上に繋げている。但し、子どもの入所理由や保護者の特性により、全ての保護者から意向把握と同意を得ることは難しい状況である。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
	☐ 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	☐
	☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	☐
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	☐
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	☐
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	☐

☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの閲覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。		○																					
【判断した理由・特記事項等】																							
各ユニットでは、子どもの心身状況や生活状況、子どもが発した言葉など、日々の生活状況を「すくすくノート」に記録し、その内容を乳児院管理システムに記録することで、自立支援計画に基づく養育・支援の実施状況を確認している。管理システムの記録方法については要綱を示し、職員間で記録内容に差異が生じないように、その都度指導を行い、共通認識を持って実行できるよう努めている。また、各ユニットリーダーを中心とし、必要に応じて各職員への伝達の仕組みを整備し、定期的に会議を行い、情報共有を図っている。乳児院管理システムを利用することで、各職員がファイルを閲覧し、情報を共有することができている。																							
<table border="1"> <tr> <td>②</td> <td>45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td></td> <td>☐ 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>☐ 記録管理の責任者が設置されている。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>☐ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。</td> <td>○</td> </tr> </table>			②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b		☐ 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○		☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	○		☐ 記録管理の責任者が設置されている。	○		☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	○		☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	○		☐ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	○
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b																					
	☐ 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○																					
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	○																					
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	○																					
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	○																					
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	○																					
	☐ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	○																					
【判断した理由・特記事項等】																							
記録の管理体制については、「文書の保存年限」を一覧表にし、各記録を3年・5年・10年・永年で保存している。個人情報の不適正な利用や漏洩に対する対策として、鍵付きの書庫に保管し、職員が記録を必要とする際には借用書を作成、返却時に記録と引き換えに元の場所に戻し、副院長が確認している。現在使用している子どもの日々の記録は各ユニット職員室に保管している。個人情報取り扱いについては、入所のしおり・理念、基本方針を明文化した資料・養育マニュアル・個人情報取り扱い規程・倫理規程に明示し、入職時や研修等に職員に対し教育を行い、個人情報や守秘義務について誓約書を交わしている。子どもの入所時に保護者に個人情報取り扱いに関して説明し、プライバシー保護の観点から肖像権に係る同意書や写真掲載について保護者の希望を聞き取り、十分注意を払ったうえで子どもの写真の取り扱いを行っている。																							

内容評価基準（22項目）

A－1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
	☐ 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○
	☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	○
	☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	○
【判断した理由・特記事項等】		
「子どもがまんなか、家族を支えるみんなの輪」という理念のもと、子どもの権利擁護と最善の利益の尊重を最優先に考え、運営方針を明確にし、乳児院養育指針に権利擁護に関する詳細を記載し、毎朝の申し送りで見合わせと復唱を行うことで職員全体の理解を深めている。さらに、リーダー会議や職員会議では権利擁護に関する事例検討を定期的実施し、子どもへの不適切な言葉遣いなどについてはユニット会議で話し合い、安心安全委員会を通じて全職員に報告・振り返りを行うことで、職員一人ひとりが高い意識を持って日々の支援に取り組んでいる。また、院長自らが職員会議で虐待防止を含む権利擁護についての講話を行うなど、継続的な研修を通じて職員の意識向上に努めている。		
(2) 被措置児童等虐待の防止等		
①	A2 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
	☐ 不適切なかかわりについて、具体的な例を示し職員に徹底している。	○
	☐ 会議等で取り上げる等により、不適切なかかわりが行われていないことを確認している。	○

	☐ 不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。	☐
	☐ 不適切なかかわりがあった場合の対応方法等を明文化している。	☐
	☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会などで職員に周知・理解をはかっている。	☐

【判断した理由・特記事項等】

不適切なかかわりの防止と早期発見のため、専門相談員を交えたユニット会議での振り返り・評価・検討、被措置児童等虐待マニュアルや職員倫理要領を用いた職員の自己・他者評価、院長・副院長・主任参加の安心安全委員会による職員体制の検討と周知徹底など、多角的な取り組みを実施している。また、乳幼児のサインを見逃さないための日々の記録充実を図っており、職員は高い意識を持って支援に臨んでいる。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A3 子どものころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	b
	☐ 乳幼児に対する受容的・応答性の高いかかわりを心がけている。	☐
	☐ 子どもと養育者の信頼関係が築かれ、子どもが不安になった時など、いつでも応じられるように養育者が側にいるよう配慮されている。	☐
	☐ どの乳幼児も保護者等、あるいは担当養育者、里親等、特定のおとなと個別のかかわりを持つことができる体制が整備されている。	☐
	☐ 特別な配慮が必要な場合を除いては、基本的に入所から退所まで一貫した「担当養育制」をとっている。	☐
	☐ 担当養育者と個別のかかわりを持つことができる時間を確保している。	☐
	☐ 語りかけや「だっこ」「おんぶ」などの身体のふれあいを通して心の安定を図り、心地よい状態を共有できるよう努めている。	☐
	☐ 被虐待経験のある乳幼児等特別な配慮が必要な乳幼児に対しては、個々の状態に応じた関係づくりを行っている。	☐

【判断した理由・特記事項等】

子どもたちが言葉で表現できない感情や要求を丁寧に理解するよう努め、個別の関わりを大切にするため担当養育制を取り、抱っこや泣き声などから要求を察知し、不安な時には常にそばに寄り添い子どもが安心できる生活環境を提供している。特に、被虐待経験のある子どもには、事前に情報を把握し、外部専門家や心理士と連携して個々の状態に合わせたセラピーを実施するなど、特別な配慮を行っている。さらに、子どもとの愛着関係を育むために、職員を「先生」ではなく愛称で呼ぶようにするなど、堅苦しい雰囲気なくなり、よりリラックスした状態でコミュニケーションを取ることに繋がっている。

②	A4 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。	b
	☐ 日々の生活リズムは発達や子どもの気持ちに沿いながら一人ひとりにあった形で進められている。	☐
	☐ 入所までの生活環境や身体的成長の差等から生じる子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、尊重している。	☐
	☐ 一人ひとりの子どもの欲求や要求に対し、抱いたり声をかけるなど、タイミング良く気持ちを受け止め対応している。	☐
	☐ 子どもの個々の発達や状態に応じた適切な言葉を用い、穏やかに言葉かけをしている。	☐
	☐ 安定した環境の中、おもいおもいに遊ぶことができる安全で使いやすい遊具などがあり、自由に遊びに取り組めるよう配慮されている。	☐
	☐ 他児と区別された「自分のもの」といえる玩具、食器、衣類、戸棚などの個別化が図られている。	☐
	☐ 自然と触れ合える外遊びが養育者との十分なやりとりを交え提供されている。	☐

【判断した理由・特記事項等】

子どもたちの生活リズムや個々の状況を尊重し、朝は外遊びや室内遊びなど個別の支援を行い、洗濯物の整理整頓などできることは自分でできるように促し、個別の玩具や名前を記した収納ボックス、衣類用たんすを用意することで自主性を育てている。また、広い園庭や季節の果物・野菜を育てる畑など、自然豊かな環境の中で安全に配慮しながら子どもたちが思いおもいに過ごせるよう支援している。子どもたちが家庭に近い環境で、個々の生活リズムを大切にしながら、養育者とともにゆったりと過ごせるように努めており、養育者と積極的に戸外で遊ぶ時間を作ること、より豊かな時間の共有を図っている。

(2) 食生活

①	A5 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	b
	☐ 授乳は、自律授乳を基本としつつ、個々のリズムや体調に合わせて量や時間を工夫している。	☐
	☐ 授乳時は、乳幼児を抱いて、目を合わせ、やさしく言葉をかけ、ゆったりとした気持ちで飲めるように配慮している。	☐
	☐ 授乳後は、吐乳・溢乳等を防ぐために排気を十分に行っている。	☐
	☐ 一人飲みをさせていない。	☐
	☐ 生体リズムの乱れなどで自律授乳や自発的意思の授乳が難しい乳幼児には、その子の状態に応じた授乳を工夫している。	☐

【判断した理由・特記事項等】

乳児の空腹時の様子を注意深く観察し、自律授乳を基本としながら、養育者は授乳時には乳児を抱きかかえ、目を合わせながら優しく語りかけ、落ち着いてミルクが飲める環境を整えている。飲み終わった後は、吐乳や溢乳を防ぐために立て抱っこで排気を促し、飲みたがらない場合や、発達障害あって飲めず調整が必要な乳児もおり自律授乳が難しい場合には、乳児のリズムに合わせた試行錯誤や、哺乳瓶や乳首の選択、授乳時の抱き方の工夫など、個々の乳児に合わせた丁寧な授乳ケアを実践している。

②	A6 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	b
	☐ 在胎期間も含め、入所に至るまでの経過や発育、発達状況を踏まえ、一人ひとりに合わせた食の取組が行われている。	☐
	☐ 個々の状態に合わせて離乳を開始し、様々な食べ物や味に慣れさせている。	☐
	☐ 食事をいやがったり遊びだしてしまう場合にも、時間をかけてゆったりとした気持ちで与えている。	☐
	☐ 噛む力を養うために、食品の種類や調理方法を工夫している。	☐
	☐ 栄養士や調理員等は養育者とともに、咀嚼や嚥下の状況を確認し発育状況や体調を考慮しながら離乳食を進めている。	☐

【判断した理由・特記事項等】

保育マニュアルと離乳食進行表を基に、栄養士が子どもの発育や嚥下能力を個別に確認し、ペースト状から刻み食へと段階的に進め、不足分はミルクで補いながら、子どものペースに合わせて量や食材を調整している。また、月1回の給食会議でカウプ指数を算出し、食事量の調整や体調変化の観察を行い、アレルギー対応の除去食も提供し、多職種間で情報共有を徹底している。

③	A7 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	b
	☐ 食事場所は清潔に保たれ、明るく楽しい雰囲気でき事ができるよう工夫している。	☐
	☐ 子どもが食べやすいように、身体に合わせてテーブルと椅子の高さを適切に調整している。	☐
	☐ 乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、手に持って食べやすいものを用意したり、食器やスプーンなどに触れられるように配慮している。	☐
	☐ 食前の手洗い、食前食後のあいさつ、食後の歯磨きなどが定着するよう支援している。	☐
	☐ 養育者や他児と一緒に食事を楽しんでいる。	☐
	☐ 食事の食べ方や量にばらつきがあっても全部食べることにこだわらず、おいしく楽しく食べられるように、子どもと目線を合わせ、様子をみながら言葉をかけるなど雰囲気づくりに気を配っている。	☐
	☐ 日々の食生活を通じて食べたいものや好きなものが増える工夫がされている。	☐
	☐ お腹がすくリズムが持てるよう、朝食・昼食・夕食の間隔は適正になっている。	☐
	☐ 栄養士、調理員等が、食事の様子をみたり、介助するなか、一人ひとりの発育状況や体調を考慮した調理を工夫している。	☐

【判断した理由・特記事項等】		
清潔で明るい雰囲気のある年齢別ユニットの部屋で、各子どもの成長に合わせた椅子やテーブル、専用食器を使用し、食前の手洗いや挨拶を習慣づけ、栄養士が子どもの嗜好や誕生日の希望を考慮した食事を提供するなど、子どもと職員が共に楽しく食事ができる環境を整えている。また、院内の菜園で野菜を栽培し、収穫体験や食事への提供を通して食育を実践し、適切な食事間隔を設けることで、子どもたちが空腹感を味わいながら生活リズムを身につけられるよう支援している。		

④	A8 栄養管理に十分な注意を払っている。	b
	☐ 十分なカロリーと栄養のバランスよい献立が、栄養士により準備されている。	☐
	☐ 栄養だけではなく季節感を取り入れた食事が提供されている。	☐
	☐ 乳幼児の体調、疾病、アレルギー等に個別に対応した食事を提供している。	☐
	☐ 乳幼児の嗜好や栄養摂取量の把握に努め、献立に反映している。	☐
	☐ さまざまな「食育」への取組を行っている。	☐
	☐ 発達に応じて、食事の準備や食事作りを見たり、かかわる機会を持ち、食べることに興味関心を持つことができるよう工夫している。	☐

【判断した理由・特記事項等】		
管理栄養士や栄養士が個別の栄養状態を把握するために毎月肥満度を観察し、嗜好調査で把握した苦手な食材は細かく刻み、アレルギーのある子どもには代替食を提供するなど、十分な栄養摂取ができる献立を作成している。必要に応じて医師の指示を仰ぎながら個別のメニューを作成し、季節ごとの旬の食材や施設内の畑で収穫した新鮮な野菜を取り入れている。食事摂取量や残食は記録に残し、次回の献立作成に反映させている。また、厨房から部屋への運搬時に食事が冷めた場合は、ユニットで温め直しを行い、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供するように努めている。さらに、月1～2回ユニットでおやつ作り「にこにこクッキング」を企画し、子どもたちが簡単な作業を担当して作ったおやつを楽しんだり、院内の菜園で野菜を栽培し、種や苗植え、収穫体験、収穫した野菜をユニット内で調理して食べるなど、食材が料理されるまでの過程を学ぶ食育にも取り組んでいる。		

(3) 日常生活等の支援		
①	A9 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	b
	☐ 衣類は吸湿性・通気性に富み、清潔を保ち、肌に刺激の少ない材質を使用している。	☐
	☐ 乳幼児の体型を考慮し、活動を阻害せず、着脱が容易なものを使用している。	☐
	☐ 気候調節へ配慮し、寒暖の状態に適した枚数と厚さにしている。	☐
	☐ 寝ている生活が主なときは前開きのものを、動きが活発になったら活動的で腹部や背中に出ないものを選ぶなど、生活実態に適し、個々の発達に応じた衣類管理を行っている。	☐
	☐ 衣類は個別化し、個人別に収納している。	☐

【判断した理由・特記事項等】		
子どもの皮膚疾患に配慮し、綿100%の下着を使用し、気候や場面に応じた衣類は被服係と担当職員が管理し、季節に合わせた清潔な衣類を個別にタンスに収納している。また、年齢や希望に応じて子ども自身が衣服を選択できるよう、職員が買い物に同行し、洗濯物畳みやタンスへの収納を自ら行う子どもには、能力を伸ばせるよう支援を行っている。		

②	A10 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	b
	☐ 室内の環境として、温・湿度、換気、明るさ、静かさ、音楽などを快適に保っている。	☐
	☐ 寝具の環境として、肌に触れる素材は綿素材を用い、広さ、形状、硬さなどを快適に保っている。	☐
	☐ 睡眠時の状況を観察している。	☐
	☐ 快適に十分な睡眠をとれるよう、個々の乳幼児の発達・心理に配慮した職員の対応など具体的な独自の取組を行っている。	☐

【判断した理由・特記事項等】

子どもの快適な居住空間のために、室温湿度計で12時と24時に温度と湿度を計測し、季節の変化に応じてエアコンや加湿器、冬には濡れタオルや床暖房などを活用して調整し、定期的な換気も行っている。寝具はアップリケ等による名前の表記で個別に管理し、睡眠中はベビーセンサーやモニターカメラ、定期的な巡回で安全を確認している。また、昼寝時間の習慣化や活動時間の調整により、年齢に合わせた睡眠リズムを整えるよう努めている。

③	A11 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	b
	☐ 入浴・沐浴を毎日している。	○
	☐ 浴室・沐浴槽などの設備やタオル・バスタオルなどの備品は常に清潔が保たれている。	○
	☐ 乳幼児の年齢、発達、発育等、個々の状況に応じた入浴方法がとられている。	○
	☐ 安心して、心地よく、楽しい入浴・沐浴になるような言葉掛けなどの配慮がなされている。	○
	☐ 入浴・沐浴に際し、おもちゃ等を用意し、心地よい体験になるよう工夫している。	○

【判断した理由・特記事項等】

乳児にはベビーバス、幼児には職員2人体制で個別のタオルや玩具を使用し、年齢や発達に合わせた入浴・沐浴を毎日行っている。浴室乾燥暖房機を使用し、タオルは一人1枚準備して清潔を保っている。入浴を嫌がる子どもには無理強いせず、清拭や時間をおくなどの配慮をし、玩具は使用後に次亜塩素酸ナトリウム希釈液で消毒するなど、安全で清潔な環境を維持している。

④	A12 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	b
	☐ おむつ交換のときに、言葉をかけながら身体をマッサージなどして、おむつ交換が心地よいものであることを伝えるように心がけている。	○
	☐ 発達段階に応じて、排泄への興味を持てるように配慮している。	○
	☐ 発達段階に応じて、おむつが濡れていないときは、便座に誘導するなどして自分から便座に座る意欲を持てるように配慮している。	○
	☐ 発達段階に応じて、個々の幼児のリズムや気持ちに合わせて誘導を行っている。	○

【判断した理由・特記事項等】

養育者はおむつ交換時には「気持ちいいねえ」と声かけしながら体に触れ、心地よさを伝え、2歳からおむつ外しを開始し、トイレトレーニングの子どもにはタイミングを見ながらトイレに誘い、成功時には十分に褒めて達成感を促している。一人でトイレに行けるようになったらシールを貼り、トイレへの楽しみを増やしている。また、排尿量・回数・時間を記録し、排泄間隔を把握し、軟便等の形状観察や排便チェックを行い、便秘傾向の子どもには厨房職員や看護師と連携し、牛乳や食物繊維の摂取を促し、自然排便を支援している。

⑤	A13 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	b
	☐ 玩具の色・形や音色などを選ぶように工夫している。	○
	☐ 戸外に出かけ、外界への興味を広げられるように配慮している。	○
	☐ 模倣遊びや職員や他の乳幼児とのふれあい遊びを通して、情緒の育成を図り、人との豊かなかかわりができるように配慮している。	○
	☐ 養育者や他の子どもと楽しく遊ぶことができるよう心がけている。	○
	☐ 子どもの五感を育てる遊びが提供できるよう工夫している。	○
	☐ 月齢により、収納場所を設け、玩具の個別化をし、自分の物という喜びや認識ができるよう工夫している。	○
	☐ 子どもの手の届く所に玩具の収納場所を設け、年齢によっては自由に出し入れして遊べるようにしている。	○

【判断した理由・特記事項等】

各ユニット担当者や玩具係を中心に、子どもの年齢構成や興味・関心、発達段階に合わせて玩具の種類や材質を工夫し、クリスマスや誕生日には養育担当職員が個別に玩具を選んで購入するなど、個別のニーズに応じた玩具環境を整備している。また、戸外遊びを積極的に取り入れ、近隣の陸上自衛隊や消防署への訪問、商業施設での買い物体験、イルミネーション鑑賞など、外界への興味を広げる活動を充実させている。屋内では、子どもたちが自分の玩具を認識し、整理整頓できるように個人用のボックスや棚を用意し、年齢に応じて自由に出し入れできるように配慮している。さらに、1対1でゆったりと過ごす時間や、子育てサークルや戸外遊びを通して他ユニットの子どもや職員と交流する機会を設け、運動遊び、手指遊び、お絵かきなど、年齢に合った遊びを提供することで、子どもたちの発達を促している。

(4) 健康

①	A14 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	b
	☐ 健康観察記録を作成し、日々の健康状態の変化が一目で把握できるように工夫している。	○
	☐ 日常的に医療機関等と適切に連携するよう努めている。	○
	☐ 嘱託医による定期健康診断では、身体発育の状態や精神・運動発達・情緒的問題等について総合的な診察を行っている。	○
	☐ 乳幼児の条件や集団の構成に応じて、適宜予防接種を行っている。	○
	☐ 異常がある場合には、医療機関を受診するなど適切に対応している。	○
	☐ ミルクや離乳食を開始した当初は、発疹などアレルギー症状の出現に注意し、異常所見が見られた場合には速やかに医師に相談し対応策を講じている。	○

【判断した理由・特記事項等】

乳児院では、日々の健康観察記録を乳児院管理システムに入力し、職員間で情報を共有することで、子どもの変化に早期に対応できる体制を整えている。地域の小児科医を嘱託医として依頼し、子どもの状態に応じて相談や受診を行っている。月1回の定期的な診察に加え、必要に応じて検査機器を備えた病院への紹介もスムーズに行える体制を構築している。予防接種については、入所時に保護者の同意を得た上で、院内で実施しており、特におたふく風邪とインフルエンザの予防接種は原則として全員が受けている。また、ミルクや離乳食摂取時にアレルギー反応が見られた場合は、皮膚状態や呼吸器系の観察を徹底し、早期発見に努めるとともに、生後6か月以降の子どもにはアレルギー検査を実施している。

②	A15 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	b
	☐ 病・虚弱児等個々の健康状態の変化が、常に把握できるように工夫している。	○
	☐ 服薬管理表等により、適切な服薬管理を行っている。	○
	☐ 専門医や主治医の協力のもと、乳幼児の健康状態に応じた療育計画や発達支援計画などを含む支援のプログラム等を作成して、乳幼児の適切な発達を支援している。	○
	☐ 専門医や主治医による定例的な診断を受けている。	○
	☐ 異常所見がみられた場合には、速やかに専門医や主治医に相談できる連絡体制をとっている。	○

【判断した理由・特記事項等】

病気や虚弱体質の子ども一人ひとりの健康状態を常に把握するため、看護師が24時間常駐し、変化に迅速に対応できる体制を整えている。服薬管理には乳児院管理システムを用いて管理し、薬局から届いた薬は各ユニットで適切に保管している。与薬は、早出職員が昼・夜・翌朝分を準備し、他の職員とのダブルチェックを経て、与薬時とその後にも再度ダブルチェックを行い、誤薬防止を徹底している。月1回の医務室会議では、全子どもの状況を確認し、報告書をシステムに入力して職員間で情報を共有し、異常所見が見られた場合には、速やかに嘱託医に相談できる連絡体制を確立している。

(5) 心理的ケア

①	A16 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	b
	☐ 心理的な支援を必要とする乳幼児について、保護者等への支援も視野に入れた自立支援計画や養育計画に基づき、心理支援内容が明示されている。	○
	☐ 心理支援内容には、個別・具体的方法が明示されており、その方法により心理的支援が実施されている。	○
	☐ 心理職をおき、乳幼児にも保護者等にも心理的な援助を行える体制が整っている。	○
	☐ 必要に応じて外部の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。	○

		☐ 心理的なケアが必要な乳幼児や保護者等への対応に関する職員研修やコンサルテーションが行われている。	○
【判断した理由・特記事項等】			
心理的な支援を必要とする子どもに対し、個別の援助目標と実施状況を具体的に作成し、セラピー、発達検査、行動観察などを実施している。週2回の心理士によるセラピー体制に加え、必要に応じて児童相談所や医療機関などの外部専門家からの支援も受けられる体制を整えている。心理士は年1回セラピーに関する研修を受け、職員も心理士による研修や外部講師による研修を通じて、心理的支援への理解を深めている。			
(6) 親子関係の再構築支援等			
	①	A17 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
		☐ 家庭支援専門相談員が中心となって施設と家族との信頼関係を構築するように努めている。	○
		☐ 施設が家族と共に子どもの成長を喜び合う雰囲気を大切にしている。	○
		☐ 面会時に必要に応じて保護者等の養育スキルの向上を支援している。	○
		☐ 保護者等の相談に積極的に応じるための保護者等面接の設定等、専門的なカウンセリング機能の充実に努めている。	○
		☐ 家庭支援専門相談員は、家族に寄り添い、保護者等の言葉を傾聴する役割を担っている。	○
		☐ 乳幼児の協働養育者として、日常生活の様子を写真やお手紙に書いて家族に伝えている。	○
		【判断した理由・特記事項等】	
子どもの成長を家族と共に祝う伝統行事を大切に、保護者と喜びを分かち合う温かい雰囲気を育んでいる。FSW（ファミリーソーシャルワーカー）と里親SWが中心となり、家族からの相談に丁寧に対応し、必要に応じて児童相談所と連携しながら家庭訪問などの支援を行っている。2名のFSWを配置し、電話相談や面会、外出・外泊の調整、困りごとの相談対応など、保護者（里親）に寄り添った支援を心がけている。養育に不安を抱える保護者には、じっくりと話を伺い、ユニットと連携しながら育児指導などのサポートを提供し、心理職による支援体制も整えている。			
	②	A18 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
		☐ 家庭支援に関する具体的なプログラムや配慮事項が明記されている。	○
		☐ 入所理由の理解とケアの方向性についてアセスメントしている。	○
		☐ 子どもと家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。	○
		☐ 面会、外出、施設宿泊、一時帰宅などを計画的に設定し、乳幼児と保護者等との関係性が好転し、保護者等の養育意欲が向上するよう支えている。	○
		☐ 面会、外出、一時帰宅後の乳幼児の様子を注意深く観察し、家族からの不適切なかかわりがあった場合には、その発見ができるように努めている。	○
		☐ 課題の内容によっては適切な機関につなげられるよう、地域の精神、心理相談のできる機関を十分に把握し、連携をとっている。	○
		☐ 児童相談所を中心とした他機関との協働により、虐待の未然防止と家族機能の再生、親子関係の再構築に向けてのサービス資源の提供などのソーシャルワークを行っている。	○
【判断した理由・特記事項等】			
家庭支援に関する具体的なプログラムや配慮事項は養育マニュアル等に明記している。メニューを1～9項目作り「～ちゃんの育児メニュー」を作成して計画的に設定している。児童相談所が作成した援助支援をもとに様子観察や入所理由の理解とケアの方向性についてアセスメントを実施している。子どもと家族との関係構築について児童相談所と定期的な情報共有や必要に応じて協議を行っている。面会・外出・外泊は段階に分けて支援し、外出・外泊時に栄養指導・薬について・留意事項などを分かりやすく記述したプリントを保護者に渡して説明を行っている。面会・外出・一時帰宅後施設に戻ってきた際にはチェック表を活用し不適切なかかわり等の有無等、様子を注意深く観察している。課題の内容によっては心理士の関わりや児童相談所の心理士に心理相談できるよう連携をとっている。児童相談所・要保護児童対策地域協議会・地域の保育所・医療機関等との連携、協働により虐待の未然防止と家庭機能の再生、親子関係の再構築に向けてサービス資源の提供等、ソーシャルワークを行っている。			
(7) 養育・支援の継続性とアフターケア			
	①	A19 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	b
		☐ 子どもの退所先に応じて、退所後の生活に向けて必要な支援を行っている。	○

☐ 退所後、施設に相談できる窓口(担当者)がある等、必要に応じた支援をするための体制を整えている。	☐
☐ 児童相談所や関係機関、民間団体等と連携を図りながら退所後の支援を行っている。	☐

【判断した理由・特記事項等】

家庭復帰、措置変更、里親委託など、退所に向けて子どもの心身負担を軽減するため、慣らし保育期間を設け、養育マニュアルに家庭支援に関する具体的内容や配慮事項を明記し、児童相談所の援助指針に基づき子どもの様子を観察して入所理由の理解とケアの方向性をアセスメントしている。外出・外泊前には、栄養指導や薬、留意事項などを分かりやすくまとめたファイルを手渡し説明し、外出・外泊後にはチェック表を活用して不適切な関わりなどの早期発見に努めている。遠方で交流が難しい家庭や里親に対しては、宿泊訓練のための居室を提供し、家庭状況に変化があった場合は児童相談所と情報交換・共有を行い、状況に応じて市町・関係機関・児童相談所などによる要保護児童対策地域協議会に出席し、退所後の保護者への相談支援を児童相談所や要保護児童対策地域協議会と連携しながら行っている。

(8) 継続的な里親支援の体制整備

①	A20 継続的な里親支援の体制を整備している。	b
	☐ 養育単位の小規模化による家庭的養護の推進や、早期に家庭復帰が見込めない乳幼児には個々の状況に応じて里親委託を推進している。	☐
	☐ 里親委託の推進に当たり、里親支援機能の充実などの中・長期計画を明確にしている。	☐
	☐ 里親支援専門相談員を配置するなど、里親委託の推進、地域の里親及びファミリーホームに対する継続的な支援の体制を整備している。	☐
	☐ 里親委託に当たり、委託に至るまでに里親・児童相談所等と丁寧な連携を行っている。	☐
	☐ 里親を希望する地域の人を対象に相談を行うなど、支援の取り組みを行っている。	☐
	☐ 相談支援のほか研修、レスパイトを行うなど、里親の状況に応じた取り組みを行っている。	☐

【判断した理由・特記事項等】

里親委託の推進においては、アセスメント、里親選定、育児指導を含むマッチング計画、里親応援ミーティング、養育里親委託児童等支援協議会（養対協）、アフターケア（家庭訪問）などを実施し、インテーク面接、里親制度説明の出前講座、家庭訪問調査、未委託里親への訪問トレーニングなどの支援も行っている。里親委託に至るまで、里親が本院を訪問することから始め、スモールステップで慣れていき、外泊を経て委託へと繋げている。委託後は、児童相談所が作成した自立支援計画・援助指針に基づき、里親家庭への訪問説明など、丁寧な連携を図るようにしている。委託された里親に対しては、児童相談所が決定した里親支援員が、児童相談所と連携して委託後の支援を行っている。相談支援のほか、研修、サロンの開催、レスパイトの調整や受け入れなど、里親の状況に応じた取り組みを積極的に行っている。

(9) 一時保護委託への対応

①	A21 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a
	☐ 児童相談所と連携して、初期の情報共有とアセスメントに努めている。	☐
	☐ 一時保護を受ける際のマニュアルが整備されている。	☐
	☐ 入所時の健康管理に努めている。	☐
	☐ 感染症やアレルギー等の観察と配慮に努めている。	☐
	☐ 多様な職種が連携・協同し、一時保護後の養育環境（家庭復帰・里親、児童福祉施設等）の確保に向けてアセスメントに基づく支援を行っている。	☐

【判断した理由・特記事項等】

一時保護受け入れにあたり、児童相談所から提供された情報に基づきアセスメントを実施し、不足情報があれば再度確認している。昼夜それぞれの受け入れマニュアルに従い、受け入れ時には必要に応じて抗原検査、健康チェック（ボディチェック・身体測定）、検温（1日2回）を実施し、健康管理に努めている。アレルギー対応として7大アレルギー除去食を提供し、感染症疑いがある場合は24時間隔離（状況により延長）体制をとっている。通院が必要な場合は医療機関受診後に受け入れ、その後も医療機関や嘱託医と連携している。退所後の養育環境整備のため、本院専門職、児童相談所、関係機関と連携している。

②	A22 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a
	☐ 児童相談所から緊急一時保護を受け入れている。	☐
	☐ 緊急一時保護を受ける際のマニュアルが整備されている。	☐
	☐ 観察室での「観察期間」の実施を順守して対応を行っている。	☐
	☐ 入所時に、必要に応じて医療機関との連携をはかる等の対応を行っている。	☐
	☐ 感染症や潜伏期間等への対応が十分にできている。	☐
	☐ 受け入れ後の多職種による連携したアセスメントが実施されている。	☐

【判断した理由・特記事項等】

児童相談所からの連絡に応じ、昼夜を問わず緊急一時保護を受け入れ、受け入れマニュアルを整備し、一時保護室では看護師が24時間体制で抗原検査等を実施し、感染症の潜伏期間を経て対応している。入所時に虐待の疑いや発熱等の兆候があれば、医療機関等と連携し、受け入れ後は保育士・栄養士・家庭支援相談員等の多職種が連携してアセスメントを実施している。